

小林被告を乗せ青森地裁に入る護送車両  
12日午後1時3分



小林光弘被告

二〇〇一年五月、従業員五人が死亡、四人が重軽傷を負った弘前市田町五丁目の消費者金融「武富士弘前支店」の強盗殺人・放火事件で、強盗殺人、同未遂、現住建造物等放火の罪に問われた元タクシー運転手で無職小林光弘被告(44)は当時、浪岡町浪岡稲

村、住所不定の判決公判が十二日午後一時半から、青森地裁第一号法廷(合議体)であった。山内昭善裁判長は、小林被告に求刑通り死刑を言い渡した。

起訴状によると、小林被告は借金返済に窮し、金を奪う目的で、〇一年五月八日午前十時四十九分ごろ、武富士弘前支店に押し入り、ガソリンなどの混合油を店内にまき散らした上で、金を出せ、出さねば火をつけるぞ」などと脅迫。支店長がこれに応じなかつたため、放火を決意、殺意をもつて、着火した紙片を混合油の上に投げ入れて放火。これにより、従業員五人を殺害、四人に重軽傷を負わせたが、殺害に至らなかつた。また支店店舗約九十六平方メートルを全焼させた。

〇二年六月の初公判以来、計八回を数えた公判は、犯行時の小林被告の主観的認識となる殺意の存在をめぐって、検察側、弁護側双方の攻防が繰り返されてきた。ただ、被告は事実関係については争っておらず、裁判所が集中審理方式を導入したこともあつて、昨年十二月の最終弁論で結審、被告の逮捕から約十一カ月での早期の判決言い渡しとなった。

詳細は朝刊で

青森地裁 武富士事件で判決

小林被告に死刑